

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	厚木看護専門学校
設置者名	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	昼	240時間	240時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>ホームページにより行う。 https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakuhi_shogakukin/student/</p>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	厚木看護専門学校
設置者名	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	学生が看護への興味、関心を深め、医療・看護・福祉の現状、動向を見据えて社会・企業の要請や期待に応えられる能力・資質を高められるカリキュラムの構築を目指している。そのために教育目標、教育内容、教育方法等について業界関係者を含めて意見交換や検討を行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
(1)神奈川県看護協会県央支部長 (2)厚木市保健医療所管部代表 (3)神奈川県内高等学校長 (4)厚木医師会代表 (5)厚木病院協会代表 (6)実習施設看護部代表	令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 まで	(1)(2)業界の動向や地域の産業に関する知見を有する業界団体、地域公共団体等の役職員 (3)専門分野に関する学会や学術機関等の有識者 (4)(5)(6)実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設等の役職員
(備考) ホームページに掲載 https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/kyoikukateihenseiinkai/		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	厚木看護専門学校
設置者名	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)は、カリキュラム評価と教育課程編成委員会の意見をもとに、授業担当者が初案を作成する。12月、授業担当者が作成した授業計画(シラバス)初案をそれぞれがプレゼンテーションし全教員で共有を図る。授業間で教育内容の過不足、連携等を協議し、1月に授業計画(シラバス)最終案を作成する。2月、管理者の最終確認を得て、次年度授業計画(シラバス)を決定する。4月に新入生に配付し、公表する。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>当校教員、学生のみ閲覧できる 「Microsoft Teams」で公表している</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>評価は、科目ごとに筆記試験により行う。必要があると認めるときは、論文、レポート、口述又は実技試験により行う。</p> <p>評価方法は授業計画(シラバス)であらかじめ学生に示した方法で行う。授業科目の評価は、S(90点以上)、A(80点から89点)、B(70点から79点)、C(60点から69点)、D(60点未満)とし、C以上を合格とする。</p> <p>単位授与は、授業科目の評価がC以上で、講義、実習等の全時間を履修した者について、各年度末に行う認定会議の審議を経て学校長が決定する。</p> <p>病気及びその他やむを得ない理由により、試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験または再試験を行う。</p> <p>病気及びその他やむを得ない理由により、実習を受けることができなかった者又は不合格の者に対しては、補習または再実習を行う。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>授業科目ごとの評価は全て点数(100点満点)とし、取得した点数の平均点の度数分布図(ヒストグラム)を作成する。</p> <p>学生平均点、成績下位1/4に該当する人数、成績下位1/4に該当する指標の数値(●点以下)を表記し、学生個人に成績を通達する。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>刊行物「学生ハンドブック」の追加資料として学生に配付</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>学生は、卒業単位数について、総計103単位を取得しなければならない。</p> <p>単位授与は、各学年度末に行う認定会議の審議を経て、学校長が決定する。</p> <p>卒業は、授業科目の評価及び出席状況等を卒業認定会議において総合的に審査する。また入学時に学生に示した「卒業時に期待する能力」6項目、厚生労働省が定める「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を評価し、卒業時の学習成果を担保する。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>刊行物「学生ハンドブック」に記載し学生に配付</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	厚木看護専門学校
設置者名	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/shokugyojisensemonkatei/
収支計算書又は損益計算書	https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/shokugyojisensemonkatei/
財産目録	https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/shokugyojisensemonkatei/
事業報告書	https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/shokugyojisensemonkatei/
監事による監査報告（書）	事業団事務局において一般の閲覧に供する

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療分野		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,730 単位時間/103 単位	1,680 単位 時間/66 単位	210 単位時 間/8 単位	720 単位時 間/24 単位	120 単位時 間/5 単位	
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		241人	0人	20人	86人	106人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） （概要） 授業計画（シラバス）は、カリキュラム評価と教育課程編成委員会の意見をもとに授業担当者が初案を作成する。 12月、授業担当者が作成した授業計画（シラバス）初案をそれぞれがプレゼンテーションし全教員で共有を図る。授業間での教育内容の過不足、連携等を協議し、1月に授業計画（シラバス）最終案を作成する。 2月、管理者の最終確認を経て次年度授業計画（シラバス）を決定する。
--

成績評価の基準・方法
<p>(概要)</p> <p>試験は、科目ごとに筆記試験により行う。必要がある場合、論文、レポート、口述又は実技試験により行う。授業科目の評価は、S (90点以上)、A (80点から90点まで)、B (70点から79点まで)、C (60点から69点まで)、D (60点未満)とし、C以上を合格とする。</p> <p>単位授与は、授業評価の評価がC以上で、講義、実習等の全時間を履修した者については、各学年度末に行う単位認定会議の審議を経て、学校長が決定する。</p> <p>病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることのできなかった者又は不合格者の者に対しては、追試験又は再試験を行う。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <p>学生は、卒業単位数について総計103単位を修得しなければならない。</p> <p>卒業は、授業科目の評価及び出席状況等を卒業認定会議において総合的に審議し、学校長が決定する。</p> <p>また、入学時に学生に示した「卒業時に期待する能力」6項目、厚生労働省が定める「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」を評価し、卒業時の学修成果を担保する。</p>
学修支援等
<p>(概要)</p> <p>入学前より入学前プログラムによる学習支援の実施、入学後は学生小集団グループに対し担当教員を決め、定期面談や必要に応じた学習支援・相談を行っている。</p> <p>またスクールカウンセリングの活用等で、学習や生活状況の把握と個別支援を実施している。欠席の連絡がない場合は必ず連絡を取り、長期欠席につながらないように支援している。学校の学校継続に向けて、必要に応じ休学届や復学届、履修願等の各種手続きを確認するとともに、学習や生活状況を確認している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
80人 (100%)	1人 (1.3%)	74人 (92.5%)	5人 (6.3%)
(主な就職、業界等) 神奈川県県央地区の病院			
(就職指導内容) 個別指導により学生の希望や個性に応じて、神奈川県内(特に県央地域)の病院、実習施設への就職を勧めている。合同就職説明会の開催(年1回)、就職案内パンフレットの掲示、インターンシップ紹介、就職活動への支援(面接練習や願書作成支援等)を実施している。			
(主な学修成果(資格・検定等)) 看護師国家資格試験受験資格、助産師課程への進学			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
237人	3人	1.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) <p>学習・生活支援では、学生の変化に対応できるよう日々のホームルームで状況を観察し、コミュニケーションを図ること。特に入学生に対しては入学直後の戸惑い・不安が解消できるよう早期より定期面接を実施している。また学習継続のサポート体制として基礎力向上セミナーを開催し、学力に不安のある学生の支援を行うとともに、小集団ごとに担当教員を配置して個別指導を行い、不適應防止への支援を行っている。経済面の支援では、各種奨学金の紹介を行い、学生の状況に応じて対応している。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科1年	100,000 円	360,000 円	240,000 円	
看護学科2年	円	360,000 円	240,000 円	
看護学科3年	円	360,000 円	240,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/jikotenkenjikohyokakaigi/		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目に基づき、教育理念・目標、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生募集、財務、法令等遵守、社会・地域貢献、国際交流の11項目に関して、教職員により自己点検・自己評価を行う。抽出された課題に関しては、次年度上半期を目途に授業改善会議を中心に対応策を企画・立案し、学校経営会議の審議・決定をもって対応を実施する。学校関係者評価委員会において、企業等外部の学校関係者と学校の現状と課題に関して、意見交換等により共有理解を深め、協力することでより良い学校づくり、学校運営推進を目指している。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
神奈川リハビリテーション病院 看護部代表	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等委員
厚木市立病院 看護部代表	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等委員
愛光病院 看護部代表	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	企業等委員
厚木看護専門学校 同窓会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	卒業生代表
神奈川県立保健福祉大学 看護学科長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	学識経験者
地元自治会長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	地域関係者
保護者代表	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	保護者
学生自治会代表	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	在校生

(学校関係者評価結果の公表方法)

<https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/gakkokankeishakaigi/>

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp/gakkoujouhou/gakkokankeishakaigi/>

第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.gako.kanagawa-rehab.or.jp>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114321200040
学校名 (〇〇大学 等)	厚木看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		25人（－）人	27人（－）人	27人（－）人
内訳	第Ⅰ区分	13人	11人	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	(0人)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
区分外（多子世帯）	0人	0人		
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				27人（－）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、 高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2 年以下のものに限る。)			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
GPA等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	2人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。